

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス実施要綱

(事業の目的)

第1条 福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護保険法施行規則第140条の6第2項に該当する者（以下「事業対象者」という。）等に対して、家事援助等の自立支援のための生活支援サービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること
 - ア 健康チェック
 - イ 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
 - ウ 相談援助、情報収集・提供
 - エ サービス提供後の記録等
- (2) 生活援助に関すること。
 - ア 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室内、トイレ、卓上の清掃等）
 - イ ゴミ出し
 - ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロンがけ等）
 - エ ベッドメイク（利用者不在でのシーツ交換、布団カバーの交換等）
 - オ 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）
 - カ 被服の修理（ボタン付け、破れの補修等）
 - キ 一般的な調理・配下膳
 - ク 日用品の買物
 - ケ 薬の受け取り
 - コ その他市長が認めるもの

(事業の委託)

第4条 市長は、高齢者を対象に介護予防に資する生活支援を目的とした事業の実施が可能な法人であって、事業が円滑かつ適正に運営できる事業所を有するもの（以下「受託機関」という。）に委託するものとする。

(変更の届出)

第5条 受託機関は、次に掲げる事項に変更があったときは、様式第4号により届出を行うこととする。

- (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- (2) 受託機関の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- (3) 事業所の管理者、訪問事業責任者及び生活支援員の氏名及び職名

(実施回数及び時間)

第6条 事業の実施回数及び時間は、原則週1回とし、1回に係る時間は45分から1時間とする。

(事業に要する費用の額)

第7条 事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、1月あたり7,900円とする。

2 前項の規定に関わらず、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護になった場合、同一保険者管内での転居により事業所を変更した場合については、日割り計算によるものとする。

(利用者負担額)

第8条 この事業の利用者負担額は、事業費を介護保険施行規則第28条の2により交付される負担割合証に記載の利用者負担割合で計算した額とする。

(受託機関の責務)

第9条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な従業者を配置しなければならない。

2 受託機関は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

3 受託機関は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画を作成するものとする。

4 受託機関は、生活支援員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 受託機関は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。

7 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託機関が責任をもって対処しなければならない。

8 受託機関は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。

9 受託機関は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに、生活支援員の勤務の体制を定めておかなければならない。

10 受託機関は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

11 受託機関は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確かめるものとする。

12 受託機関は、生活支援員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせてはならない。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。

2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

3 利用者は、この事業の目的に沿った利用に努めるとともに、生活支援員の業務の遂行に協力しなければならない。

4 市長は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。また、その是正措置が講じられないときは、当該利用者に対する生活支援員の派遣を停止することができる。

(個人情報の保護)

第11条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その業務を退いた後も同様とする。

(再委託の禁止)

第12条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。